

アートプラザ 時間貸室使用料早見表

NO. 2

令和8年(2026年)4月1日改定

開館時間 / 9:00~18:00 ※令和9年(2027年)4月以降

休館日 / 毎月第二月曜日(その日が祝日・休日にあたる場合は、翌日) ※令和9年(2027年)4月以降

単価：円(税込)

アートホール (1時間単位)

使用時間	使用料(円)
1	2,130
2	4,260
3	6,390
4	8,520
5	10,650
6	12,780
7	14,910
8	17,040
9	19,170

研修室 (1時間単位)

使用時間	使用料(円)
1	550
2	1,100
3	1,650
4	2,200
5	2,750
6	3,300
7	3,850
8	4,400
9	4,950

実技室 (1時間単位)

使用時間	使用料(円)
1	460
2	920
3	1,380
4	1,840
5	2,300
6	2,760
7	3,220
8	3,680
9	4,140

≪使用料算定根拠≫

○アートプラザ条例第3条(別表)

(注1) 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

- (1) アートプラザ使用許可申請書(様式第1号)は、使用する日の6ヶ月前から受付ける。ただし文化芸術活動での使用に限る。
※芸術文化活動以外の使用では、使用する日の3ヶ月前から受付ける。
- (2) アートプラザ使用許可申請書によるその使用を許可したときは、アートプラザ使用許可書(様式第3号)を申請のあった日から10日以内当該申請者に交付する。
- (3) 連続して使用できる期間は、市民ギャラリー、アートホールは15日、研修室、実技室は3日とする。
- (4) 芸術文化活動の利用で5日以上連続して使用する際は、使用する日の1年前から受付ける。
ただし1年先予約は、大分市民が1日から、大分市民以外の方は10日からとする。